

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

「自動継続外貨定期預金」規定変更および商品終了等について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、弊社では諸般の事情により、2022年12月1日(木)より「自動継続外貨定期預金」(以下、「本商品」といいます)の新規受付および自動継続を停止し、2023年12月1日(金)をもって、本商品の取扱いを終了することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、これに伴い、「自動継続外貨定期預金規定」(以下、「規定」といいます)を2022年8月1日(月)付で改定いたします。改定後の規定につきましては、次ページ以降をご参照ください。

なお、本商品のご契約者さまには届出住所宛てに複数回ご案内をお送りいたします。

今後もより一層、サービス向上を心掛けてまいりますので、何卒ご理解いただき、これまでと変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

項目	時期	内容
新規受付の停止	2022年12月1日 *インターネットバンキング 最終受付: 2022年11月12日20時 59分操作完了分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・新規のお預入を停止いたします。 ・停止後は、弊社グループ会社である三菱UFJ銀行の口座開設方法やインターネットバンキングでのお取引方法をまとめたご案内をお渡しいたします。
自動継続の停止	2022年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年12月1日以降に満期を迎える契約は自動継続されず、満期の定めがない状態となります。 ※満期日以降は定期預金利率での利息は発生せず、元金に対し、預入通貨の普通預金利率が付利されます。
本商品終了までのお客さまによる解約	2022年8月1日～ 2023年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の終了日前日(2023年11月30日)14時まで『解約(解約し、円でお受取り)』もしくは『外貨送金(外貨のまま他金融機関へ送金)』のお手続きが可能です。 ・お手続きにかかる手数料(解約時の為替手数料や外貨送金時の送金手数料等)は無料です。
本商品の終了	2023年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年11月30日取引終了時点で残存している契約について、改定後の規定に基づき、2023年12月1日の為替レートにて円に払戻し、お客さまの円普通預金口座等へ入金いたします。 ・払戻し時の為替手数料は無料です。

以上

【本件に関するお問い合わせ先フリーダイヤル】
ご利用時間 平日 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

0120-321-202

自動継続外貨定期預金規定

1. (外為法の遵守)

自動継続外貨定期預金（以下「この預金」といいます。）は、日本における「外国為替及び外国貿易法」および同法にもとづく命令規則等に従って取扱います。

2. (自己責任の原則)

預金者は、この預金を預入れまたは払戻すときには、外国為替相場の動向等によっては払戻し時の円貨額が預入れ時の円貨額を下回るなど、損失が生じるリスクがあることを十分に理解し、預金者自らの判断と責任において行うものとします。

なお、外国為替相場の動向等により生じた損害については、当社は一切その責任を負いません。

3. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)

- (1) この預金は、第4条第3項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第3項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入れをお断りするものとします。
- (2) 当社は、この預金の預入れに際し、各種確認や資料の提出を求めることがあります。当社からの各種確認や資料の提出にご回答いただけない場合もしくは回答の内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当社はこの預金の預入れをお断りするものとします。

3の2. (取引の制限等)

- (1) 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

4. (預入れ・解約)

- (1) この預金への預入れ・解約に関しては、本規定に定めるほか、当社所定の手続きに従います。また、「外国為替及び外国貿易法」または同法にもとづく命令規則等が改正された場合は、その改正に伴って変更される当社所定の手続きに従います。
- (2) この預金を解約する場合は、当社所定の支払請求書に届出の印章（以下「印章」といいます。）または署名により、記名押印または署名して取扱店に提出してください。
- (3) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

- ① 預金者が預金取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ③ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

(4) 2022年11月30日^{*1}を最終日とし、この預金への新たな預入れを取りやめます。

(5) 2023年12月1日^{*2}をもって、この商品を廃止します。商品廃止に伴い2023年11月30日^{*3}取引終了時点のこの預金は、2023年12月1日^{*2}をもって終了し、第6条第6項に定める取扱いの通りとします。

5. (証書・通帳の不発行)

この預金は、新規取引時あるいは継続取引時にその内容を通知するため、それぞれ自動継続外貨定期預金預入計算書、同継続お取引のご案内（以下「取引案内」といいます。）を発行するものとし、通帳ならびに証書等は発行しません。なお、2005年（平成17年）9月30日以前に発行された証書については、2005年（平成17年）10月1日以降無効となっておりますので、当社宛ご返却ください。

6. (自動継続)

- (1) この預金は、手続き後交付する取引案内に記載の満期日に前回と同一の期間の自動継続外貨定期預金に自動的に継続します。この場合、継続後の満期日は、取引案内記載の継続前の満期日の預入期間後の応当日とします。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）にその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日に支払います。なお、満期日に預金者が第4条第2項の支払請求書の提出をしなかったときは、この申出はなかったものとし、第1項を適用します。
- (4) 本条第1項から3項は、2022年12月1日より前に満期日が到来する預金に適用します。
- (5) 2022年12月1日以降に満期日が到来する預金は、お客さまからのお申出の有無にかかわらず継

続いたしません。その後の利率は、この預金の通貨の普通預金の利率とします。

- (6) 2023年11月30日^{※3}取引終了時点のこの預金は、原則としてお客さまの普通預金口座へ同年12月1日^{※2}付で元本と利息を支払います。但し、お客さまが普通預金口座を未保有等の理由により、普通預金口座へ支払わない取扱いがやむを得ないと当社が合理的に判断した場合は、別段預金口座へ支払い、普通預金口座と同様に普通預金利息を付利します。

7. (満期日)

- (1) 第6条第1項について、応当日が休日の場合、または、応当日が日本の銀行営業日に当たる場合であっても、米ドル建てについてはニューヨークの銀行営業日、ユーロ建てについてはニューヨークの銀行営業日ならびにユーロ決済機関のすべてが営業している日、豪ドル建てについてはニューヨークの銀行営業日ならびにオーストラリアの銀行営業日でない場合は、この応当日の翌営業日を満期日とします。また、休日に関する法律等の改正等の事情により満期日が急遽上記に該当しなくなった場合も、通知することなく満期日は翌営業日となります。自動継続後の満期日についても同様の取扱いとなります。
- (2) 月末最終営業日の預入れ分の満期日は応当日が属する月の月末日となります。ただし、月末営業日が休日の場合、第1項を適用します。

8. (適用外国為替相場)

- (1) この預金の預入れまたは支払いの際にこの預金の通貨と他の通貨との換算を行う場合には、当社所定の外国為替相場により取扱います。
- (2) 2022年8月22日以降、郵送による解約手続きは、当社が手続きに必要な書類すべてを受領した日から起算して、同日を含め5営業日目の当社所定の外国為替相場により取扱います。解約のお申込みから手続き完了まで、外国為替相場の動向等により生じた損害については、当社は一切その責任を負いません。
- (3) 2023年11月30日^{※3}取引終了時点のこの預金は、同年12月1日^{※2}の当社所定の外国為替相場により取扱います。
- (4) 本条第2項に定める事項につき、当社が手続きに必要な書類すべてを受領した日から起算して、同日を含め5営業日目が当該預金の通貨が銀行休業日等により解約手続きができない場合は、当社が手続きに必要な書類すべてを受領した日から起算して、同日を含め5営業日日以降、最初に到来する解約手続き可能日の当社所定の外国為替相場により取扱います。

9. (利息)

- (1) この預金の利息は、取引案内に記載の期間、利率によって計算し、お客さまの選択に従い、満期日に元金に組入れて継続するか、元金とともに支払います。付利単位は最小補助通貨単位とし、1年を365日として日割りで単利計算します。
- (2) 本条第1項は、2022年12月1日より前に満期が到来する預金について適用します。同年12月1日以降に満期が到来する預金については、本条第4項または第5項を適用します。
- (3) 2022年12月1日より前に、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最終継続日）から解約日の前日までの期間に対して、この預金の通貨の解約日における当社所定の普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 2022年12月1日以降満期が到来するこの預金について2023年11月30日^{※3}取引終了時点より前に解約した場合、満期日までの定期預金利息と満期日以降の利息をこの預金とともに支払いま

す。なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までの期間に対して、この預金の通貨の解約日における当社所定の普通預金利率によって計算します。

- (5) 2022年12月1日以降満期が到来するこの預金について、2023年11月30日^{※3}取引終了時点まで保有した場合、満期日までの定期預金利息と満期日以降の利息をこの預金とともに支払います。なお、満期日以降の利息は、満期日から商品廃止日前日までの期間に対して、この預金の通貨の商品廃止日における当社所定の普通預金利率によって計算します。

10. (為替変動リスク)

この預金には、先物外国為替予約は付されておらず、外国為替相場変動の影響を直接受け、その結果、この預金に差益または差損が生じることがありますが、当社は、差損については一切その責任を負いません。

11. (届出事項の変更)

- (1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合は、直ちに書面によって取扱店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

①印章の喪失

②印章、氏名、住所その他の届出事項の変更

③死亡または行為能力の変動等

- (2) 印章を失った場合の、この預金の元利金の支払いは、当社所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (3) 第1項第3号に定める行為能力の変動等とは、次の各号の場合をいいます。

①家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合、または既にその審判を受けている場合

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、または既に選任されている場合

③家庭裁判所の審判により、預金者の成年後見人等について、補助、保佐、後見が開始された場合

④前3号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合

12. (印鑑照合等)

支払請求書、諸届、その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

13. (譲渡、質入の禁止)

- (1) この預金は、譲渡または質入することはできません。

- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入を承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

14. (手数料)

この預金の預入れまたは解約に伴う手数料は、当社所定の料率によって計算し、請求します。請求あり次第、お支払ください。また、解約に伴う手数料の場合、元利金から差引くことがあります。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (この規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

17. (裁判管轄)

この規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、万一この預金ならびにこの規定に関し紛争が発生したときは、当社本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

- ※1：2022年11月30日が日本の銀行営業日に当たる場合であっても、米ドル建てについてはニューヨークの銀行営業日、ユーロ建てについてはニューヨークの銀行営業日ならびにユーロ決済機関のすべてが営業している日、豪ドル建てについてはニューヨークの銀行営業日ならびにオーストラリアの銀行営業日でない場合は、その前営業日
- ※2：2023年12月1日が日本の銀行、ニューヨークの銀行、ユーロ決済機関、オーストラリアの銀行のいずれかが休業日の場合は、同日以降最初に到来する日本の銀行、ニューヨークの銀行、ユーロ決済機関、オーストラリアの銀行のいずれも営業している日
- ※3：2023年11月30日が日本の銀行営業日に当たる場合であっても、米ドル建てについてはニューヨークの銀行営業日、ユーロ建てについてはニューヨークの銀行営業日ならびにユーロ決済機関のすべてが営業している日、豪ドル建てについてはニューヨークの銀行営業日ならびにオーストラリアの銀行営業日でない場合は、その前営業日

(附則)

- (1) 改訂後の第8条第2項及び同条第4項の効力発生日は、2022年8月22日とします。
- (2) 改訂後の第4条、第6条、第8条（前項の規定を除く）及び第9条の効力発生日は、2022年12月1日とします。

以上